

美濃加茂市監査委員告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項により、次のとおり令和2年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容についての通知を公表する。

令和3年6月30日

美濃加茂市監査委員 永田博和

美濃加茂市監査委員 森弓子

1. **監査の種類** 地方自治法第199条第7項の規定による監査
2. **監査の対象** 公の施設（中之島公園）の指定管理業務  
(1)指定管理者 中之島公園利活用共同体  
(2)所管課 建設水道部土木課
3. **監査実施日** 令和3年2月5日（金）
4. **監査結果に関する報告の公表** 令和3年3月15日（月）
5. **監査結果に対する措置の内容**
  - ・ 別紙のとおり

## 監査指導事項の回答

### (1) 指定管理者に関する事項

【検討】上下水道料金・ガス料金・電気料金の経費案分方法について、単純に建物面積で按分しているが、実態に応じた按分方法を検討いただきたい。

回答→ガス料金については、メーターが別れているため「シャワールーム」使用分は全て指定管理費より支出とし、「ビジターハウス」の使用分は自主事業のみの使用のため、全て自主事業からの支出とします。電気料金・水道料金はメーターで別れていないため、従来どおり建物面積按分とします。下水道料金のお大半を占めるトイレ利用は、公園利用者全ての方が利用するため、従来どおり、全て指定管理費より支出とします。

### (2) 所管部署に関する事項

【指導】平成31年度協定書が平成31年3月29日に締結されていた。また、平成30年度協定書における指定管理料の支払い月5月と10月が、平成31年度協定書から支払い月4月と10月に変更されたが、請求書の提出期限を支払い月の1箇月前とする規定を変更しなかったため、前年度である3月末までに請求することとなっていしまっていた。年度協定書の規定を適正なものとするとともに、締結についても適正な日に行うこと。

回答→年度協定書について「指定管理者は、指定管理料の支払いに関する請求書を市に送付するものとする」という記載に変更しました。